

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 25日

茨城県知事

大井川 和彦 殿

提出者 〒141-0032

住 所 東京都品川区大崎1-5-1  
大崎センタービル

氏 名 日鉄パイプライン  
&エンジニアリング株式会社

都市ガス事業部長 長濱屋 聰

電話番号 03-6865-6740

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鉄パイプライン&エンジニアリング株式会社 都市ガス事業部
事業場の所在地	東京都品川区大崎1-5-1 大崎センタービル
計画期間	令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業
② 事業の規模	52億3千万円（都市ガス事業部 令和5年度完成工事高）
③ 従業員数	331人（都市ガス事業部 令和6年3月31日現在）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程 (別紙1)	産業廃棄物の一連の処理の工程 ガス工事（埋設配管工事）現場で発生する産業廃棄物の処理工序 がれき類 → 破砕 → 再生碎石として再生利用 (全量処理委託) 汚泥 → 脱水、固化 → 再生処理土として再生利用 (全量処理委託) 産業廃棄物の一連の処理の工程

(日本工業規格 A列4番)



## (第2面)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙3の通り

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片	
	排出量	26.47 t	3698.17 t	
(これまでに実施した取組)				
別紙2のとおり				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片	
②計画	排出量	20 t	1500 t	
	(今後実施する予定の取組)			
別紙2のとおり				

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙2のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙2のとおり

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
①現状	(これまでに実施した取組)  別紙2のとおり		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	(今後実施する予定の取組)  別紙2のとおり		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
①現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)  別紙2のとおり		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)  別紙2のとおり		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
①現状	(これまでに実施した取組) 別紙2のとおり			
	【目標】			
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	
②計画	(今後実施する予定の取組) 別紙2のとおり			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片	
	全処理委託量	26.47 t	3698.17 t	
①現状	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	
	再生利用業者への処理委託量	26.47 t	3698.17 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組) 別紙2のとおり			

## (第5面)

【目標】		
産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片
全処理委託量	20 t	1500 t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
再生利用業者への 処理委託量	20 t	1500 t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
②計画 (今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄		

## 備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
【前年度（令和5年度）実績】						
①現状	産業廃棄物の種類					
	排出量	1668.44t	汚泥	混廃安定型	混廃管理型	金属くず
②計画	産業廃棄物の種類	その他がれき	汚泥	混廃安定型	混廃管理型	金属くず
	排出量	1500t	20t	0t	20t	1t
【目標】						
①現状	産業廃棄物の種類	その他がれき	汚泥	混廃安定型	混廃管理型	金属くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t
②計画	産業廃棄物の種類	その他がれき	汚泥	混廃安定型	混廃管理型	金属くず
	自ら再生利用を行つた産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t
【前年度（令和5年度）実績】						
①現状	産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行つた産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t
②計画	産業廃棄物の中間処理による減量した産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理による減量した産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t
【目標】						
①現状	産業廃棄物の種類	その他がれき	汚泥	混廃安定型	混廃管理型	金属くず
	自ら熱回収を行つた産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t
②計画	産業廃棄物の中間処理による減量した産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理による減量した産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海上投棄に関する事項						
【前年度（令和5年度）実績】)						
①現状	産業廃棄物の種類 自ら埋立処分又は 海上投入処分を行った 産業廃棄物の量	その他がれき 0 t	汚泥 0 t	混廃安定型 0 t	混廃管理型 0 t	金属くず 0 t
	【目標】					t
【前年度（令和5年度）実績】)						
②計画	産業廃棄物の種類 自ら埋立処分又は 海上投入処分を行う 産業廃棄物の量	その他がれき 0 t	汚泥 0 t	混廃安定型 0 t	混廃管理型 0 t	金属くず 0 t
	産業廃棄物の処理の委託に関する事項					t
【前年度（令和5年度）実績】)						
①現状	産業廃棄物の種類 全処理委託量 認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	その他がれき 1668.44 t	汚泥 60.86 t	混廃安定型 0 t	混廃管理型 11.85 t	金属くず 0.83 t
		0 t	0 t	0 t	11.85 t	0.83 t
②計画	産業廃棄物の種類 全処理委託量 認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	その他がれき 1668.44 t	汚泥 60.86 t	混廃安定型 0 t	混廃管理型 0 t	金属くず 0 t
		0 t	0 t	0 t	0 t	t
	【目標】					t
②計画	産業廃棄物の種類 全処理委託量 認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	その他がれき 1500 t	汚泥 20 t	混廃安定型 0 t	混廃管理型 20 t	金属くず 1 t
		0 t	0 t	0 t	20 t	t

## 別紙1

### 産業廃棄物一連の処理工程

#### 1. 現場で発生する産業廃棄物の種類

【パイプライン建設工事】

(1)

掘削、配管・溶接工事

【廃棄物の種類】

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、その他がれき類、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、汚泥、建設木くず、紙くず、混合廃棄物

(2)

バルブステーション  
建築工事

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、その他がれき類、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、汚泥、建設木くず、紙くず、混合廃棄物

#### 2. 産業廃棄物の処理・処分

##### (1) 委託契約

収集運搬業者及び処分業者への委託、直接契約の締結

##### (2) 廃棄物処理の流れ



- ① 排出事業者(当社)は、現場で発生した産業廃棄物を、委託契約を締結した収集運搬業者の車両に積み込む。
- ② 収集運搬業者の車両の運転手は、現場で積み込んだ産業廃棄物を、排出事業者が委託契約を締結した中間処分場又は最終処分場に運搬する。
- ③ 中間処分場又は最終処分場は、搬入された産業廃棄物を適正に処分する。
- ④ 基本的には、電子マニフェストを使用するが、紙マニフェストを使用した場合は、収集運搬業者からは B 票、処分業者からは D 票及び E 票の返却を受け、A 票と確認し、保管する。

以上

別紙2

様式第二号の二

〈規則第8条の4の5第2号イ～ヘ関係〉

産業廃棄物

イ 計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
□ 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
廃棄物処理に関する管理組織図 別紙3の通り	
ハ 産業廃棄物の排出抑制に関する事項	
工構法の改善、余剰材の削減による排出抑制の取組 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 工構法の改善 ----- プレハブ化、ユニット化</li><li>・ 余剰材の削減 ----- 資材梱包の簡素化 ボード類のプレカット</li></ul>	
二 産業廃棄物の分別に関する事項	
特定建設資材廃棄物の分別の徹底 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 分別ボックスの設置</li><li>・ 分別ボックスに廃棄物の種類の表示を徹底</li><li>・ 協力業者作業員に対し、分別収集の徹底を指導</li></ul>	
ホ 産業廃棄物の再生利用に関する事項	
特定建設資材廃棄物については、工事の規模を問わず再資源化に努める。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 現場内再利用、他現場再利用に努める</li><li>・ 再資源化施設、中間処理施設への搬入の徹底</li><li>・ リサイクルルートの確保</li><li>・ 再生利用認定制度等の利用</li></ul>	
ヘ 産業廃棄物の処理に関する事項（産業廃棄物の分別及び再生利用に関する事項を除く）	
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 電子マニフェストの使用促進を図る。</li><li>・ 優良な収集運搬会社、処理会社への委託により、不適正処理を排除する。</li><li>・ マニフェストB2、D、E票を確実に回収し、運搬、中間処理、最終処分の終了を確認する。</li></ul>	

## 日鉄パイプライン&amp;エンジニアリング株式会社の廃棄物管理体制

